

Weekly Report

第206号

平成25年 3月11日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

申告内容に間違いがあった場合などQ&A

Q. 申告期限後、間違いに気が付いた場合は？

A. 納める税金が多かった場合や還付される税金が少なかった場合は、「更正の請求」を行うことで税金が還付されます。更正の請求ができる期間は原則、申告期限から5年以内です。

一方、納める税金が少なかった場合などは「修正申告」を行い税金を納めます(延滞税の納付も必要)。なお、税務署の指摘を受けて修正申告をした場合は過少申告加算税がかかります。

Q. 申告期限の前に間違いを発見した場合は？

A. 申告期限内に同じ人から確定申告書が2以上提出された場合は原則、最後に提出された申告書がその人の申告書として取り扱われるので、正しい申告書を提出できます。

Q. 期限内に税金を納付できなかった場合は？

A. 納税期限は申告書の提出期限と同じ3月15日(振替納税は4月22日)ですが、期限内に納付または振替ができなかった場合は、完納した日までの期限について延滞税がかかります。

なお、所得税と贈与税には延納の制度があり、所得

税の場合は、納税額の1/2以上を期限内に納付することで、残りの税額の期限を5月31日まで延長できます(延納期間中は利子税がかかります)。延納を利用する場合は、申告書の「延納の届出」欄に延納する金額等を記載し、申告期限までに提出する必要があります。

Q. 申告書を3月15日に郵送した場合は間に合う？

A. 郵便又は信書便で税務署に送付した場合は、消印(通信日付印)に表示された日が提出日とみなされます。それ以外は、税務署に到達した日が提出日となります。

災害等に備えて事業継続計画の策定を

東日本大震災から本日で2年となります。

自然災害などは未然に防ぐことはできませんが、事前対策によって被害を最小限に減らすことや、事業をできるだけ早期復旧させることは可能です。

緊急事態が発生した場合に備え、最優先で復旧させる事業の選択や、取引先との事前協議、事業に必要な資産について代替策を用意・検討するなど、「事業継続計画(BCP)」を策定しておくことが企業規模に関わらず必要となります。

BCPを策定する場合は、自社の現状に応じて無理なく継続的に運用でき、実現可能な取り組みであることが大切です。

セーフティネット保証5号の指定業種

業況が悪化している中小企業の資金繰りを支援するセーフティネット保証5号の平成25年度上半期(4月～9月)の指定業種は、727業種が対象となります(3月末まで687業種)。

同保証は、指定業種に属し認定された中小企業の融資を信用保証協会が100%保証する制度です。

昨年10月に原則全業種を対象とする取扱いが終了し、業況が改善した業種は指定から外れるため、同保証を利用する場合は中小企業庁ホームページ等で、指定業種を確認する必要があります。